

# 沖縄県青年会館使用規定（抜粋）

**第1条(目的)** この規定は、一般財団法人沖縄県青年会館（以下法人という）寄付行為第3条の目的を達成するため、各種青少年団体に便宜を供与することを原則として広く一般にも施設利用を供与して利用率を高め、円滑な青年会館（以下会館という）の運営を図る事を目的に定める。

**第2条(規定の遵守)** 会館を使用する場合は、本規定に従わなければならない。

**第3条(使用申し込み)** 会館を使用する場合は、次の事項を記入した書面をもって、あらかじめ使用前に一般財団法人沖縄県青年会館理事長（以下理事長という）宛に申し込まなければならない。

- (1) 使用の目的
- (2) 使用の日時
- (3) 使用希望の部屋
- (4) 使用人員及び種別
- (5) 使用申し込み者住所、氏名、電話番号
- (6) 申し込み年月日
- (7) その他必要事項

**第4条（使用許可）** 会館は使用申し込みを受けたとき、以下各条の条項に照らし、使用目的の適否を判断して許可を与えるものとする。使用目的等に疑義があるときは使用許可を保留もしくは不許可とする。

**第5条(保留団体の処理)** 使用許可を保留したときは一週間以内に文書又は電話等で回答する。

**第6条(不許可団体及び行為)** 次の各号に該当する使用申し込みは不許可とする。

- (1) 館内及び館構内において刑法に抵触する疑いのある行為を行う個人及び団体
- (2) 風俗営業団体及び館内において風俗営業に類似する行為をする個人及び団体
- (3) 本法人が反社会的と認める商行為を行う営利団体
- (4) 館内及び館構内で示威行動する団体
- (5) 本法人が反社会的と認める目的を持つ団体（合法的に組織された法人及びその他の組織等も含む）
- (6) 転貸による使用行為
- (7) その他、本法人が不適当と認めた団体又は行為

**第7条(入場禁止)** 会館は次に掲げるものを入場させてはならない。

- (1) 公共の秩序を乱すおそれのあるもの
- (2) 隔離すべき伝染性疾患及びその疑いのあるもの
- (3) 他人に迷惑のかかるような物品あるいは動物などを携帯するもの

(4) その他、会館の管理上支障があると認められたもの

**第8条(使用料金の支払い)** 使用料金は原則として前金とするが、会館が利用者の事情を認めた場合は、使用後に速やかに支払うものとする。

- (1) 会館の使用料は〈別紙〉のとおりとする。ただし会議室等において営利行為を行う場合は、割増料金を支払わなければならない。
- (2) 本法人の構成団体等が健全に青少年活動の為に使用する場合は、別に定める「青年会館使用料軽減規定」とおりとする。
- (3) 理事長が必要と認めた場合は前号の使用料を軽減又は免除できる。

**第9条(解約金の支払い)** 使用者が使用取消しを通告したときは、次の規定に基づく解約金を支払わなければならない。

(1) 会議室使用者

当日	前日～3日前	4～7日前	8～14日前	15～30日前
100%	80%	60%	40%	20%

(2) 宿泊室使用者

当日	前日～3日前	4～7日前	8～14日前	15～30日前
100%	80%	60%	40%	20%

**第10条(使用許可の取消)** 使用許可があっても本法人の寄付行為もしくは本規定に著しく背馳した行為を行った場合、又は事前に第6条の各号に該当することが判明したときは、その使用を停止又は取消することができる。この場合の費用の弁財は一切行わないものとする。

**第11条(会館役職員の立入)** 会館において刑法に接触する疑いのある行為又は本規定に反する行為が行われている疑いのあるときは、本法人役職員の室内への立入調査を行う事ができる。

刑法に抵触し本規定に反したときは前条を適用する。

**第12条(特別使用の承認)** 会館使用に際し館内の設備、備品等原形を変更又ははり紙、その他特別の措置をしようとする場合は、理事長の承認を受けなければならない。

**第13条(損害の賠償)** 会館使用中建物又は備品等を破損もしくは亡失した場合は何人の行為であっても損害を賠償しなければならない。賠償額は理事長が定める。